

## 緑化協力金制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、緑化協力金の受入れ、管理及び処分に関し必要な事項を定めるものとする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 緑化協力金 かながわトラストみどり基金条例（昭和61年条例第4号。以下「基金条例」という。）第3条第2号に規定する基金の趣旨に添う寄附金で、駐車場利用者及び駐車場の経営主体から拠出される任意の寄附金をいう。
- (2) 県営駐車場 県が公の施設条例に基づき設置している駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (3) 県の第三セクターの駐車場 県有地を活用して駐車場を運営する県の第三セクターの駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。
- (4) 地方独立行政法人の駐車場 神奈川県が設立する地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人及び同法第55条に規定する一般地方独立行政法人の駐車場のうち、月極等の定期的利用駐車場を除いた有料駐車場をいう。

### (実施駐車場)

第3条 緑化協力金は、別表第1及び別表第2に掲げる県営駐車場並びに別表第3及び別表第4に掲げる県の第三セクターの駐車場並びに別表第5及び別表第6に掲げる地方独立行政法人の駐車場において実施する。

### (受入れ方法)

第4条 別表第1に掲げる県営駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の出納員又は会計出納員が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受し、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。

- 2 別表第2に掲げる県営駐車場及び別表第6に掲げる地方独立行政法人の駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に預かるものとする。
- 3 別表第4に掲げる第三セクターの駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設を運営する第三セクター代表者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受するものとする。
- 4 別表第5に掲げる地方独立行政法人の駐車場における緑化協力金の受入れは、当該施設の管理責任者が利用者に駐車料金を請求する際、駐車料金とは別に收受するものとする。
- 5 前4項における緑化協力金の金額は、駐車時間や車種にかかわらず自動車（二輪車を含む）1台当たり1回20円とする。
- 6 第1項において緑化協力金を利用者から現金領収したときに交付する現金領収書については、別紙1に掲げる様式によるものとする。
- 7 第2項において緑化協力金を利用者から預かったときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付し、別紙2に掲げる「緑化協力金用現金出納簿」に記帳するものとする。

- 8 第3項及び第4項において緑化協力金を利用者から収受したときは、緑化協力金の金額を明示した領収書を利用者に交付するものとする。
- 9 第2項において緑化協力金を利用者から預かった施設の管理受託者、指定管理者又は駐車料金徴収受託者、第3項において利用者から緑化協力金を収受した県の第三セクター代表者及び第4項において利用者から緑化協力金を収受した施設の管理責任者は、一定期間それを取りまとめ、(財)かながわトラストみどり財団の銀行預金口座に振り込むものとする。
- 10 前項に基づき緑化協力金の振り込みを受けた(財)かながわトラストみどり財団(昭和60年6月1日に財団法人みどりのまち・かながわ県民会議という名称で設立された法人をいう。)は、県の緑化協力金の歳入科目に納付するものとする。
- 11 別表第3に掲げる県有地を活用して駐車場を経営する県の第三セクターにおいては、その駐車場収入の一部を県に拠出するものとし、それを緑化協力金とする。
- 12 第2項の定めとは別に、別表第2のうち県営駐車場の指定管理者及び管理受託者が、緑化協力金として県に任意の寄附金を拠出することを申し出、県がこれを承諾した場合は、これによる。
- 13 第3項の定めとは別に、別表第4に掲げる第三セクターの代表者が、緑化協力金として県に任意の寄附金を拠出することを申し出、県がこれを承諾した場合は、これによる。

(基金への積み立て)

第5条 緑化協力金は、基金条例に基づく基金に積み立てるものとする。

(運用益金の処理)

第6条 基金の運用から生ずる収益のうち、緑化協力金が原資となっている部分については、一般会計歳入歳出予算に計上して基金に編入するものとする。

(処分)

第7条 基金に積み立てた緑化協力金は、自然環境又は歴史的環境を保全するために樹林地等を買入れる場合に限り、これを処分することができる。

- 附 則  
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成12年4月25日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成12年8月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成13年6月21日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成13年7月20日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成13年7月24日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成14年6月20日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成14年10月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成15年6月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成15年7月1日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成15年7月20日から施行する。

- 附 則  
この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 17 年 7 月 25 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 19 年 4 月 16 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 19 年 12 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 21 年 8 月 31 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 22 年 3 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 附 則  
この要綱は、平成 24 年 3 月 30 日から施行する。

別表第1（県直営）

フラワーセンター大船植物園
---------------

別表第2（委託、指定管理）

かながわ県民活動サポートセンター
かながわ労働プラザ
湘南港
大磯港臨港道路附属駐車場
芦ノ湖キャンプ村
相模湖交流センター
由比ヶ浜地下駐車場
葉山港臨港道路附属駐車場
（三崎漁港）本港環境整備施設区域の駐車場
県民ホール
片瀬海岸地下駐車場
（三崎漁港）宮川環境整備施設区域の駐車場
青少年センター
汐見台病院
相模湖公園
あいかわ公園
恩賜箱根公園
大磯城山公園
七沢森林公園
四季の森公園
秦野戸川公園
観音崎公園
東高根森林公園
相模原公園
辻堂海浜公園
保土ヶ谷公園
城ヶ島公園
三ツ池公園
神奈川県立花と緑のふれあいセンター

別表第3（団体、寄附金）

神奈川県道路公社
（株）湘南なぎさパーク

別表第4（団体、預り金）

（公財）神奈川県公園協会
（公財）宮ヶ瀬ダム周辺振興財団

別表第5（一般地方独立行政法人 直営）

足柄上病院
循環器呼吸器病センター

別表第6（一般地方独立行政法人 徴収委託）

こども医療センター
-----------

## 領収書様式

		出納員
	年 月 日	
	領 収 書	
入	年 月 日	
	(入場時刻)	
出	(出場時刻)	
現金		円
(内訳)		
駐車料金		円
緑化協力金		円

別紙 2

第 86 号様式

緑化協力金用現金出納簿

月 日	摘 要	受 入 額				払 出 額				残 額			
		円				円				円			
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													
.													

備考 1 数年度使用する場合においては、年度ごとにその口座を設けること。  
 2 月計及び累計を設けること。

○ 緑化協力金フロー図

